

第3次

錦町男女共同参画計画

～基本理念～

多様性を尊重し支えあう 一人ひとりが 夢と希望を持てる町

令和6年4月

錦町

はじめに

本町では、平成21年に錦町男女共同参画計画を策定し、平成31年に第2次錦町男女共同参画計画として改定し、女性活躍推進をはじめとする男女共同参画に関する取り組みを進めてきました。

近年、人口減少の更なる進行や未婚・単独世帯の増加、毎年のように発生する災害、感染症の流行、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流、多様性の尊重など、社会が目まぐるしく変化していく中で、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在しており、引き続き意識啓発が必要とされています。

また、令和2年7月豪雨という大きな災害の経験から、女性の視点を反映した地域防災力の重要性を再認識し、意思決定部門への女性の参画拡大や多様性を尊重する環境の整備に取り組んでいく必要があります。さらには、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消やSDGsの推進についても、職場・地域・家庭・学校等における意識啓発への活動を行い、本町の男女共同参画社会づくりの指針の一つとして新たな取り組みを進めることも重要です。

このような状況を踏まえ、政策理念として掲げています『人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町。若人に夢と希望が持てる町』を基本とし、町民意識調査の結果や国・県の動向を注視しつつ、あらゆる分野における男女共同参画推進へ取り組み、すべての町民が性別に関わりなくそれぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重される社会の実現を目指していきます。そして、今後も、男女共同参画社会の実現を目指して、町民、事業者の皆様と協働し、関係機関の方々と連携しながら計画を進めてまいります。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました錦町男女共同参画推進懇話会の委員の皆様をはじめ、町民意識調査にご協力いただいた町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年4月

錦町長 森本 完一

目次

第1章 計画の概要

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 計画の基本理念と体系

- 1 基本理念
- 2 重点目標
- 3 計画の体系

第3章 重点目標と施策の基本方向

- 1 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革
- 2 安全・安心な暮らしの実現
- 3 あらゆる分野における女性の活躍推進
- 4 推進体制の充実・連携強化

男女共同参画計画に掲げる指標（成果目標）

相談・支援窓口一覧

資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 錦町男女共同参画推進懇話会設置要項

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が平成11年に施行され、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進することが、国における最重要課題の一つと位置付けられました。

当町では、基本法第14条第3項に基づき、平成31年度に「第2次錦町男女共同参画計画」を策定しました。この度、第2次計画が期間満了となったため計画の見直しを行い、令和6年度から5年間を期間とする「第3次錦町男女共同参画計画」を策定するものです。

計画の策定にあたっては、令和5年12月に実施した町民意識調査の結果や、第5次男女共同参画基本計画（内閣府）、第5次熊本県男女共同参画計画（熊本県）を踏まえ、当町の男女共同参画社会づくりの新たな指針として策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」に位置付けられるもので、当町における男女共同参画社会の形成に向けた総合的な施策の指針です。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。）のための施策の実施に関する基本的な計画」（錦町DV防止基本計画）として位置付けます。

さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（錦町女性の活躍推進計画）として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

第2章 計画の基本理念と体系

1 基本理念

町民一人ひとりが家庭や地域、職場や学校などあらゆる分野において、男女が互いを尊重し、自らの意思により能力が発揮され、個性に応じた生き方を認め合い、すべての人が平等な立場でいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

【第3次計画の基本理念】

多様性を尊重し支えあう 一人ひとりが 夢と希望を持てる町

2 重点目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの重点目標を掲げ、町民・各種団体・行政がそれぞれの課題を共有し、ともに男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいきます。重点目標の設定においては、内閣府や熊本県の計画を基本とし、町民意識調査の結果を反映するよう考慮しています。

重点目標1 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

重点目標2 安全・安心な暮らしの実現

重点目標3 あらゆる分野における女性の活躍推進

重点目標4 推進体制の充実・連携強化

3 計画の体系

【基本理念】多様性を尊重し支えあう 一人ひとりが 夢と希望を持てる町

重点目標	施策の基本方向
第1 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	(1)男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進
	(2)男女の子育て・介護環境の整備
	(3)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進
第2 安全・安心な暮らしの実現	(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶
	(2)生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援
	(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の推進
第3 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進
	(3)仕事と生活の両立のための多様で柔軟な働き方支援
	(4)農林水産業における男女共同参画の推進
	(5)地域社会における男女共同参画の推進
第4 推進体制の充実・連携強化	(1)国・県に準じた推進体制の強化及び企業や各種団体等との連携
	(2)多様性を尊重する環境の整備

第3章 重点目標と施策の基本方向

重点目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

『性別による固定的な役割分担意識』は依然として根強く残っていますが、年々解消されつつあります。これは、男女共同参画に対する意識の浸透度を測る指標の1つですが、「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた町民の割合が77.2%と、5年前の前回調査時の70.2%から7%増加し意識が変化していることが分かります。一方で、『さまざまな場面での男女の地位の平等感』については、「男性の方が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた町民の割合は49.5%と、前回調査時の47%を上回る結果となり、固定的性別役割分担意識の向上とは反対に、社会生活において男性優位と感じる人がまだ多いことが分かります。

また、雇用・就業、地域活動、行政政策方針決定の場等においては、男性多数の組織形態が常態化しており、無意識下で男性優位の体制がつくられていることから、社会の慣習や前例踏襲の実態を是正するためにも、あらゆる場面において更なる啓発・普及活動を行い環境改善を図る必要があります。

さらに、仕事と家庭・子育て・介護を両立できる支援体制を推進することにより、男女がそれぞれの希望に応じた多様で柔軟な働き方、生き方が選択できるよう求められています。

男女共同参画の視点から、性別にとらわれず個人としての能力をあらゆる場面で発揮できるよう相談体制の充実を図り、幅広い年齢層を対象に男女共同参画を親しみやすく分かりやすく周知することが重要です。

【施策の基本方向】

(1)男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた啓発活動。

広報等の情報発信における表現に対して、十分に配慮するよう働きかけ。

(2)男女の子育て・介護環境の整備

育児休業取得後、安心して職場復帰するための子育て支援サービスを充実させる。

介護をしながら仕事を継続できるよう両立支援制度の充実を図る。

より一層の男性の家事・育児への参画を推進する。

(3)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進

低年齢からの男女共同参画への意識づくりのための教育の充実。

メディアからの情報に対する判断能力・メディアリテラシー向上のための学習機会を設ける。

重点目標2 安全・安心な暮らしの実現

男女が互いに人権を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができることは、男女共同参画社会の形成のための前提条件です。

特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等の被害は深刻な社会問題であり、すべての人が安心して暮らせる社会づくりのためには、これらの暴力の根絶に向けた対応や被害者救済及び自立に向けた支援への取組みが必要です。

また、障がい者や外国人等が、女性であることにより複合的に困難な状況に置かれている場合があることや、性的指向・性自認を理由として偏見を持たれる状況に置かれることは重大な問題であり、ジェンダー平等の観点からも多様性を尊重する環境づくりを進める必要があります。

さらに、地震や風水害等の大規模災害は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、高齢者といった脆弱な人々がより負の影響を受けることが考えられます。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮し、男女共同参画の視点からの防災・災害対応が行われることが、防災・災害復興にとって重要となってきます。

【施策の基本方向】

(1)性別に関わらずあらゆる暴力の根絶

DV被害者支援・若年層へのデートDV予防啓発。

性犯罪・性暴力及びストーカー被害者への保護や自立に向けた支援体制の整備。

すべてのハラスメントについての意識啓発。

相談窓口の設置及び被害者支援に関する情報提供

国・県・警察・民間団体等と相互に連携を図り適切な保護のため協力する。

(2)生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援

ひとり親家庭への就労支援・子育て支援・教育支援に関する情報提供。

高齢者（特に独居）・障がい者・外国人の地域への参画支援。

予防・早期発見のための定期的な健康診断の勧奨。

(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の推進

平常時・災害初動・避難時・復興段階における女性の意見の反映。

防災会議や消防団への女性登用の推進。

男女双方の視点を反映した災害対応マニュアルの整備。

重点目標3 あらゆる分野における女性の活躍推進

政府は「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組みを進める」として、女性の参画の進捗が遅れている分野の課題分析に取り組むなど、あらゆる分野の女性の参画拡大を進めていくこととしています。

少子高齢化により人口減少が深刻化する中で、女性の活躍推進は女性の経済的自立だけでなく、社会全体の生産性向上につながります。女性の活躍の裾野を広げるため、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、平成30年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」も成立し、地方や中小企業に対しても女性活躍推進を拡大する動きが活発となりました。

県内においては、審議会等への女性登用について積極的な取組みが行われ、登用率は増加傾向にあるものの、令和3年度で県39.6%、市町村平均24.2%、本町13.8%であるため更なる推進を図る必要があります。また、県内事業所等における管理職（係長以上）や自治会長・PTA会長に占める女性の割合が未だ少数であることから、多様な意見や視点を反映させるためにも方針決定等の過程に女性の参画が進むことが重要です。

【施策の基本方向】

(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大

各種審議会等へ女性委員を積極的に登用する。（委員選任時に男女比を考慮）

行政や企業における女性管理職の割合30%を目標とする。

(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進

デジタル化の進展による研究や開発部門への女性参画推進のための教育支援。

職場におけるハラスメント等の防止に向けた相談体制の充実。

(3)仕事と生活の両立のための多様で柔軟な働き方支援

男性の育児・介護休業制度の活用や休暇取得を促進する。

長時間労働の抑制やテレワーク等の新しい働き方の活用により、男女双方の負担軽減を目指す。

(4)農林水産業における男女共同参画の推進

農業委員、認定農業者における女性の登用促進。

家族経営協定締結の促進。

(5)地域社会における男女共同参画の推進

地域づくりリーダー研修への参加促進による人材育成。

重点目標4 推進体制の充実・連携強化

男女共同参画は、行政、地域、学校、家庭、各種団体等の広い分野に及んで推進していく必要があります。そのため、まずは、町職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って各施策に取組み、県や企業等と連携しながら地域へ取組みの効果を波及させていくことが求められます。

また、ジェンダー平等の理念にも着目し、性的指向・性自認に関する人権に係る配慮を深めるための啓発や教育を推進するといった、多様性を尊重する環境の整備を進めていきます。

【施策の基本方向】

- (1)国・県に準じた推進体制の強化及び企業や各種団体等との連携
国、県、当庁関係各課や企業等と連携し情報共有の充実を図る。
- (2)多様性を尊重する環境の整備
男女共同参画をテーマに町内小中学校での学習を実施。
町職員の研修の実施・人権教育の推進。
外国人のための相談窓口設置の検討。

男女共同参画計画に掲げる指標（成果目標）

重点目標	成果目標	現状 (R4~5R)	目標値 (R10)
男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	男女の地位の平等感について「平等」と回答した人の割合	32.4% (意識調査)	50%
	性別による固定的な役割分担に「同感しない」と回答した人の割合	77.2% (意識調査)	85%
安全・安心な暮らしの実現	町防災会議委員の女性の割合	0%	10% (2人程度)
	町消防団における女性の人数	3人	5人
あらゆる分野における女性の活躍推進	町の審議会等における女性委員の登用率	13.8%	30%
	町の管理職（係長以上）に占める女性の割合	17.6%	30%
	農業委員会の女性委員の割合	20%	20% (現状維持)
推進体制の充実・連携強化	男女共同参画をテーマにした学習を実施した学校数	—	4校

相談・支援窓口一覧

1 DVに関する公的相談窓口

1	熊本県女性相談センター (熊本県配偶者暴力相談支援センター) DV相談 平日 8:30~22:00 土日祝 9:00~22:00 女性相談 平日 8:30~17:15	096-381-7110 096-381-4454
2	熊本県男女共同参画相談室 らいふ 月・木・金・土 9:30~16:00/火 9:30~20:00	096-333-2666 (土:096-355-2223)
3	球磨福祉事務所 平日 9:00~16:00	0966-22-1040
4	熊本県人権センター(熊本県人権同和政策課) 平日 9:00~12:00 13:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)	096-384-5822
5	熊本県警察本部警察安全相談室 24時間対応	096-383-9110
6	錦駐在所 人吉警察署	0966-38-1010 0966-24-4110
7	錦町役場住民福祉課	0966-38-1112

2 子どもに関する相談窓口

1	熊本県八代児童相談所 こども110番 平日 9:00~16:00	0965-33-3247 096-382-1110
2	すこやか子育て電話相談 平日 17:00~21:00 土曜 13:00~17:00 その他の時間帯は留守番電話で受付します。 (日曜、祝日、年末年始、8月13日~15日を除く)	096-383-6636
3	子どもの人権110番(熊本地方法務局) 平日 8:30~17:15	0120-007-110

3 民間支援団体

1	公益社団法人くまもと被害者支援センター 平日 10:00~16:00	096-386-1033
2	ウィメンズ・カウンセリングルーム熊本（有料） 受付）火~土 10:00~16:00 カウンセリング）月~日 10:00~20:00	096-283-0206
3	こころのサポートセンター・ウィズ（有料） 平日 10:00~15:00	096-234-7505
4	コムスタカ~外国人と共に生きる会~ 外国人のための無料相談を随時実施	096-383-4136（日本語） 080-2708-1266（英語）
5	シェルターin 熊本 年中無休・24 時間対応	080-1762-5044

4 法律関係相談窓口

1	法テラス熊本 （日本司法支援センター熊本地方事務所） 平日 9:00~17:00	050-3383-5522
2	熊本県弁護士会法律相談センター（要予約・有料） 平日 9:00~17:00	096-325-0009
3	熊本地方裁判所 保護命令申立て手続き案内 平日 8:30~17:00	096-241-8940
4	熊本地方法務局（女性の人権ホットライン） 平日 8:30~17:15	0570-070-810

5 就労関係相談窓口

1	熊本県母子家庭等就業・自立支援センター 平日 9:00~16:00	096-331-6736
2	ハローワーク熊本 ハローワーク球磨 平日 8:30~17:00	096-371-8609 0966-24-8609
3	熊本県しごと相談・支援センター（くまジョブ） 労働相談 平日 9:00~18:00 土 10:00~17:00 生活相談 木 13:00~17:00（週1日）	096-352-3613 096-351-0500

※熊本県HPより引用

資 料

Ⅰ 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男

女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議する

こと。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（以下略）

2 錦町男女共同参画推進懇話会設置要項

（設置）

第1条 男女平等を基礎に、男女が家庭又は地域・職域等あらゆる分野に自由な意思で参画し、社会的責任を担いながら、共に個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を築くための総合的な施策の樹立とその推進に資するため、錦町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次の事項について協議し、必要に応じて町長に報告する。

- （1）男女共同参画社会の形成のための施策の樹立とその推進に関する事。
- （2）男女共同参画推進における調査研究に関する事。
- （3）その他女性の地位と福祉の向上に関する事。

（組織）

第3条 懇話会は、町長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）各種団体代表
- （3）その他町長が適当と認めた者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、懇話会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、必要に応じて会長が招集しその議長となる。

2 懇話会には、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

第3次錦町男女共同参画計画

発 行 令和6年4月

編 集 熊本県 錦町役場総務課

〒868-0392 熊本県球磨郡錦町大字一武1587番地

電 話 0966-38-1111 (代表)

F A X 0966-38-1575